

## 第2部 丹波市成年後見制度利用促進基本計画

### 第1章 計画の基本的な考え方

#### 1 計画策定の背景と趣旨

不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの介助のために介護などのサービス利用や施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があっても、認知症、知的障がい、精神障がいなどがあることにより判断能力に不安があるため、自分で行うことが難しい場合があります。また、自分に不利な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、消費者被害にあう恐れもあります。

成年後見制度とは、このような判断能力の不十分な方々を、成年後見人等が本人に代わって財産管理や契約行為などを行うことで、本人の権利擁護支援を図る制度です。しかし認知症高齢者やひとり暮らし高齢者の増加が今後見込まれる中、この制度はこれらの人たちを支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないのが現状です。

このような状況の中、国は、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（以下「成年後見制度利用促進法」という。）を平成28年（2016年）5月に施行し、平成29年（2017年）3月には「成年後見制度利用促進基本計画」を閣議決定しました。この計画では、ノーマライゼーション、自己決定権の尊重、身上保護の重視に向けた制度理念の尊重を図ることとされ、市町村においても、「国の基本計画」を勘案した成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見制度の利用を促進するための機関の設置やその他必要な措置を講ずるよう努めるものとされています。

成年後見制度をめぐる国の動向を踏まえ、本市においても認知症高齢者や障がいのある人などの権利が守られるよう支援し、支援が必要な状態になっても住み慣れた地域の中で、その人が望むその人らしい生活を支えていくことができるよう、成年後見に関する施策を総合的・計画的に推進するため、「丹波市成年後見制度利用促進計画」（以下「利用促進計画」という。）を策定するものです。

#### 2 計画の位置づけ

利用促進計画は、成年後見制度利用促進法第14条第1項に基づく計画であり、本市における成年後見制度の利用促進について推進を図るための計画です。

また、「丹波市地域福祉計画」と一体的に策定し、「丹波市介護保険事業計画」及び「丹波市障がい者基本計画」と連携を図るものです。

### 3 計画の期間

本計画は、丹波市地域福祉計画と連携し推進することから、計画期間は、丹波市地域福祉計画に合わせ、令和3年度(2021年度)から令和7年度(2025年度)までの5年間とします。

また、国の動向のほか、今後の社会情勢の変化により、計画内容の見直しの必要性が生じた場合には、適宜内容の改定を行います。

### 4 計画の策定体制

令和元年度(2019年度)に、丹波市地域福祉計画を策定するための「丹波市地域福祉計画推進協議会」の中に「虐待対策・権利擁護支援部会」を設置し、本計画策定に向けた審議を重ねました。

## 第2章 本市における成年後見をめぐる現状と課題

### 1 現状

本市人口は令和元年度(2019年)で64,380人、そのうち高齢者人口は21,574人、高齢化率は33.5%、認知症高齢者数は2,545人となっています。

障がいのある人の状況をみると、令和元年度(2019年度)療育手帳の所持者数は787名、精神保健福祉手帳の所持者数は589名となっています。

このような状況の中、成年後見制度の利用者数は161名(令和元年(2019年)7月末現在)、利用率は0.25%で県平均の0.18%に比べ高い水準となっています。また、成年後見制度の市長申立て件数は令和元年度(2019年度)1件となっています。

丹波市社協が実施する日常生活自立支援事業の利用者数は26名(令和元年度(2019年)となっています。

障がいのある人の相談支援窓口として、障がい者基幹相談支援センター1ヶ所に加え、相談支援事業所3ヶ所を設置し、高齢者の相談窓口では基幹型地域包括支援センターを中心に委託地域包括支援センターを3ヶ所設置しています。また、高齢者権利擁護相談日を設け、令和元年度(2019年度)の延べ相談者数は35名となっています。相談内容としては、成年後見制度、金銭・財産管理や債務整理に関するものが多くなっています。

障がいのある人への虐待については、通報件数に大きな変化はなく、横ばいで推移し、複合的な支援ニーズを有する家庭が少なくなく、生活困窮など新たな支援ニーズが確認される事案が増加しています。また、不当な扱いを受けたり、合理的配慮が提供されていない事案などの障がい者差別やSNSを通じて消費者トラブルに巻き込まれる等の事案が増加している状況です。

高齢者虐待については、令和元年度(2019年度)の通報・相談件数は44件(養護者によるものが40件、要介護施設従事者等によるものが4件)あり、そのうち虐待と判断された件数は10件となっています。複合的な問題がある場合は県の専門職チーム派遣事業によるスーパーバイズにて法的・福祉的専門性の高い助言を受けています。

□成年後見制度利用支援事業の利用者数

| 高齢者      | 平成29年度<br>(2017年度) | 平成30年度<br>(2018年度) | 令和元年度<br>(2019年度) |
|----------|--------------------|--------------------|-------------------|
| 市長申し立て件数 | 4件(3件)             | 2件(2件)             | 1件(1件)            |

|  |          |                    |                    |                   |
|--|----------|--------------------|--------------------|-------------------|
|  | 報酬補助件数   | 3 件                | 7 件                | 6 件               |
|  | 障がいのある人  | 平成29年度<br>(2017年度) | 平成30年度<br>(2018年度) | 令和元年度<br>(2019年度) |
|  | 市長申し立て件数 | 0 件                | 0 件                | 0 件               |
|  | 報酬補助件数   | 3 件                | 6 件                | 5 件               |

※市長申し立て件数における（ ）内の数値は虐待件数

#### □丹波市日常生活自立支援事業の利用者数

|                       | 平成29年度<br>(2017 年度) | 平成30年度<br>(2018 年度) | 令和元年度<br>(2019 年度) |
|-----------------------|---------------------|---------------------|--------------------|
| 高齢者                   | 6 件                 | 7 件                 | 10 件               |
| 精神保健福祉手帳<br>及び療育手帳所持者 | 12 件                | 12 件                | 11 件               |
| その他                   | 3 件                 | 4 件                 | 5 件                |
| 合計                    | 21 件                | 23 件                | 26 件               |

## 2 課題

これまでの権利擁護支援に関する取組みから次の問題点、課題が浮き彫りになっています。

少子高齢化が進行しており、全世帯における高齢単身世帯と高齢夫婦世帯と合わせた割合は23.8%（平成27年(2015年)）、認知症高齢者数は、令和元年度(2019年)は前年度より283人増加して2,545人となっています。また、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、令和元年度(2019年)は、前年度より22人増加して1,376人となっています。このような背景から高齢者虐待件数の増加、障がいのある方については不当な扱いや障がい者差別の案件が増え、権利擁護支援の必要な方が増加しています。

本市の成年後見制度の利用者数は県平均に比べ高い水準となっていますが、第3期丹波市地域福祉計画の策定にあたり実施したアンケート調査において、成年後見制度の認知度については、「内容は少し知っている」が25.8%と最も多いが、「ことばも内容も全く知らない」が23.2%、「聞いたことはあるが、内容はあまり知らない」が21.7%と制度が周知されていないことがわかります。

以上のことから、成年後見制度の周知と成年後見制度に関する相談支援、申し立てにおける支援、後見受任後の支援ができるように関係機関との継続的な支援体制とネットワークを構築する必要があります。

## 第3章 今後の取組み

### 1 取組みの方向性

権利擁護支援が必要となった時に、適切に成年後見制度を利用できるように、市

民の制度に対する正しい理解を促進し、早期の段階から備えるため体制整備を進め、包括的な支援が行き届く地域社会の実現に取り組めます。

このため、多様な職種や関係機関等との「地域連携ネットワーク」により権利擁護支援が必要な方を発見・支援すること、早期段階からの相談体制を確立すること、意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用ができるような支援体制の構築を進めることで、成年後見制度の利用促進のための取り組みの強化を図ります。

本市の権利擁護支援に関する現状と課題を踏まえ、次の方向性に沿って関連施策を推進します。

## （1）成年後見制度の利用しやすさの向上

### ① 権利擁護支援が必要な市民の把握と早期発見・早期支援

福祉・医療等の関係機関や金融機関など、権利擁護に関係する地域の機関の連携を強化し、支援が必要な市民の早期把握及び、そのニーズに応じた支援ができる体制を整備します。

### ② 後見類型等の選択と他のサービスとの連携

本人に関する情報シートや診断書などの情報を参考に、早期の段階で本人の意思を確認しながら、適切な後見類型を選択し、必要な福祉サービスや医療、地域の支え合い等を個人の状況に応じて提供されることをめざした支援を推進します。

また、日常生活自立支援事業等の関連制度と成年後見制度の連携を強化し、日常生活自立支援事業等の対象者のうち保佐・補助類型の利用や後見類型への転換が必要なケースについては、成年後見制度に円滑な移行が行えるよう支援します。

### ③ 適切な受任者調整（マッチング）等

成年後見制度の利用に際しては、支援が必要な市民の意向の確認とともに、必要な支援内容を把握し、本人にとって望ましい後見人が選任されるよう、本人に関する情報を家庭裁判所に的確に伝えることができる体制を整備します。

特に、制度利用が長期にわたることが見込まれる市民については、本人と後見人との間の信頼関係の構築が極めて重要であることから、家庭裁判所が本人の特性を十分踏まえた後見人を選任できるよう適切な情報提供がなされる体制づくりに取り組めます。

### ④ 関係機関の連携による市長申立の推進、利用助成の活用

判断能力が不十分で、親族等からの支援が得られない人に対して実施する市長申立については、関係機関と連携を深め適切に制度利用につなげます。

また、制度利用者が後見人への報酬を負担することが困難な場合、成年後見制度利用支援事業の活用を図ります。

## （2）利用者本人の意思決定支援及び身上保護の充実

### ① 相談体制の充実

権利擁護に関する相談にあたっては、市及び丹波市社協が連携して成年後見制

度や日常生活自立支援事業、その他の行政サービスの案内等について総合的に対応します。

#### ② 意思決定の支援及び意思決定支援ガイドラインの普及・啓発

利用者の意思を尊重した身上保護・財産管理のため、厚生労働省がまとめた「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定ガイドライン」及び「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定ガイドライン」を普及・啓発します。

#### ③ 身上保護の充実

後見人が制度利用者に対し、きめ細かな身上保護を行うとともに、本人の尊厳を守りながら、本人の意向に基づいた福祉サービスや医療等の公的サービスの提供が行われるよう支援を行います。

### （３）権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築

#### ① 利用者と後見人を支えるチーム体制づくり

制度利用者にとって身近な親族をはじめ、福祉・医療、地域等の関係者と後見人がチームとなり、日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し必要な対応を行う支援体制を整備します。

#### ② 権利擁護支援センターの設置

権利擁護支援に関する地域連携ネットワークを構築し、関係機関等の協議の場を適切に運営していくため「権利擁護支援センター」を設置します。

権利擁護支援センターには、様々なケースに対応できる法律・福祉等の専門知識や、地域の専門職等から円滑に協力を得るノウハウ等を蓄積し、地域における連携・対応強化の推進役としての機能を整備します。

### （４）後見人等の担い手の確保

#### ① 市民後見人の育成

成年後見制度の利用促進を踏まえた取組みにより掘り起こされた利用ニーズに対応していくため、後見支援の担い手として市民後見人の育成について検討し、地域でともに支えあい、共生していく社会の実現に向けて取り組んでいきます。

#### ② 法人後見活動の推進

公共性、継続性が高い法人後見は、長期にわたる利用者への支援が可能であり、また関係機関との連絡調整もとりにやすいことから、市民が安心して制度利用ができるよう、法人後見活動の推進に向けて支援していきます。

#### ③ 親族後見人への支援

親族後見人に対し、制度や研修に関する情報提供などにより、後見に対する不安や悩み等を軽減し、安心して後見等の実務に取り組むことができるよう支援します。

## (5) 成年後見制度の普及・啓発と不正の防止

### ① 市民へ向けた広報・啓発活動

各団体や機関と連携し、パンフレットや研修会、各種イベントなどを通して、成年後見制度が利用者の生活を守り権利を擁護する重要な手段であることについて理解を深められるよう広報・啓発活動を推進します。

### ② 関係者へ向けた広報・啓発活動

地域連携ネットワークの関係者や、成年後見制度に関連する福祉関係者等の専門的知識を一層深められるよう研修会等を推進します。

### ③ 地域連携ネットワーク等関係機関の連携による不正防止

地域連携ネットワーク及び権利擁護支援センターにより、不正防止対策や救済に関する広報・啓発のほか、後見人を支援する体制を整備し、適切な制度利用と後見活動との両面から不正を防止する取組みを推進します。

### ④ 後見人への支援

地域連携ネットワークやチームでの支援体制により、親族後見人が孤立することがないよう、利用者や後見人を見守り・相談できる体制を整備します。

## 2 計画の進行管理

本計画は、「丹波市地域福祉計画推進協議会」において、計画及び施策の進捗状況などを基に、進行管理を行います。